

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問の回答（第2回）

回答 No. 277 別紙

【条件】

(A) ある年度の当初想定するサービス対価	10,000
(B) 公共施設等運営権実施契約書（案）第81条第1項に定める 「当該年度の当初想定するサービス対価の1%相当額」	100

<ケース①>

不可抗力により発生した損害が30の場合

事業者が負担する追加費用 30 ※追加費用<(B)となるため、発生した全額を負担する
機構が負担する追加費用 0 ※「損害額 - 事業者が負担する追加費用」

<ケース②>

不可抗力により発生した損害が200の場合

事業者が負担する追加費用 100 ※損害額>(B)となるため、(B)の上限額を負担する
機構が負担する追加費用 100 ※「損害額 - 事業者が負担する追加費用」

<ケース③>

不可抗力により発生した損害が500の場合

かつ 不可抗力事由に関して支払われた保険金が450の場合

※不可抗力事由に関して支払われた保険金 = 「事業者が自ら賄う費用」

事業者が負担する追加費用 50 ※「損害額 - 事業者が自ら付保している保険により
てん補された額」<(B)となるため、保険により
てん補されなかった全額を負担する

機構が負担する追加費用 0 ※「損害額 - 事業者が自ら付保している保険により
てん補された額 - 事業者が負担する追加費用」